

減算型磁気テレビカード利用約款

第1条 約款の主旨

総合メディカル株式会社（以下「当社」という。）は、減算型磁気テレビカード（以下「カード」という。）をこの約款にもとづいて販売するものとし、カードの購入及び所有者（以下「お客様」という。）が、カードを使用する場合は、この約款の内容を承諾したものといたします。

第2条 カードの利用範囲

1. 券面記載金額の範囲内で、お客様は、カードを購入した施設内における当社が指定する商品またはサービスを利用できるものとします。
2. カードは、購入した施設内に設置している当社指定のカードリーダー、若しくは当社が指定する施設内に設置している当社指定のカードリーダーにてご利用できます。

第3条 カードが利用できない場合

次の場合には、カードを利用することができません

- ① カードが偽造または変造されたものである場合。
- ② お客様が違法に取得、あるいは違法に取得されたものと知りながらカードを利用する場合。
- ③ カードに記録された磁気データが破損した場合。
- ④ 破損したカードの場合。
- ⑤ カードリーダーが故障した場合または、停電等によりカードリーダーがご利用残高を読み取ることができない場合。
- ⑥ カードを購入した施設が、カードの使用を禁止、あるいは制限した場合。

第4条 カードの再交付をする場合

カードリーダーでカードのご利用残高の読み取りができず、カードに記録された磁気データの異常が故意になされたものでない場合は、当社の指定する方法でカードの再交付を受取ることができます。

第5条 カードの再交付をしない場合

次の場合には、カードを再交付することができません

- ① カードを紛失、あるいは盗難された場合
- ② カードに記載された磁気データを故意に破損させた場合

第6条 換金の禁止

カードと現金の引き換えはしないものとします。但し、カードの利用が著しく困難と認められる場合には、次の場所にてご利用可能残高相当分の金額の払戻しをする場合があります。

- ① カードを購入した施設内に当社の指定するカード精算機が設置されている場合 カード精算機
- ② カードを購入した施設内に施設が指定する精算場がある場合 精算場

ご利用残高相当分の払戻しをする場合、当社はご利用可能残高から当社が定める払戻手数料を控除する場合があります。

第7条 取扱の変更

この約款を変更する場合は、当社は一定の予告期間において周知の方法をとるものとします。予告期間経過後は変更後の約款を適用します。

附則

この約款は、平成 23 年 4 月 1 日から適用します。